

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察

——天台・真言への帰入問題——

林 淳

一 本稿の主題

明治五年に明治政府は、地方官に宛て修験宗廃止の布告を通達した。本山派、当山派、羽黒派の修験宗の教派は、これによつて解体を余儀なくされ、修験は天台宗、真言宗の僧侶へと所属変更の処置がとられた。なぜ五年に政府は修験宗廃止を打ち出したのであろうか。従来の見解を検討することからはじめよう。梅田義彦は、修験宗の禁止を「雑宗の廃止措置」の一環として理解すべきだという見解を提示した。

「新政府は、まず神仏分離を断行したが、これについて諸雑の宗教団体の廃止処置を執つた。これらがあるいは混淆

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察（林）

宗教の形態のものであったり、あるいはその信仰内容が低俗で、民間の良俗に害があるとし、これらを払拭して宗教界の明朗化を図ろうとしたものである⁽¹⁾。

修験宗廃止が、神仏分離に引き続く政策であったことと、低俗で害のある宗教が、政府の廃止対象になったと記されている。『修験道辞典』では、つぎのような解説が載せられている。

「修験者の近世における神社祭祀への関与について社家との争いがしばしばおこっていたことをはじめ、無檀であるため呪術や祈祷を専らとし、その多くが神仏習合に基づくものであったことなどが、復古神道家を中心とする宗教政策担当者に危険視されたためと推測⁽²⁾」されるとある。

ここでは復古神道家による危険視が、修驗宗廃止を出すための引き金になったとあるが、復古神道家が活躍したのは明治の初頭のみで、四年以降はむしろ政界からは排除されていた。修驗宗廃止が、復古神道家からの策動でなされたことはありえず、『修驗道辞典』の説明は正確とはいえない。

明治初期の政府と神道との関係について、七〇年代後半以降いくつもの重要な研究がなされてきたが、^③そうした研究成果を参照すると、明治元年から七年までの政府の宗教政策に一貫とした立場があつたと想定することはできない。特に明治初頭の神道国教化政策が破綻し、五年に教部省が設立される段階は、神仏分離令の段階とは、政治情勢は大きく変わっていた。平田派が追放されて、維新官僚派がヘゲモニーを掌握し、維新官僚派のなかでも抗争は絶えなかつた。修驗宗廃止令が出された時には、平田派は追放されていたのであり、『修驗道辞典』の説明のような危険視はなかつたと考えるべきである。従来、修驗宗廃止は、政府による「迷信」、「淫祠邪教」の撲滅の政策の一環であると往々にして解説されてきたが、検討の余地は残されている。本

稿は、天社神道廃止（陰陽道廃止）と比較し、修驗宗廃止が出された政策的な要因をさぐることを目的とする。

二 明治三年の天社神道廃止令

明治三年閏十月下旬に政府は、天社神道禁止を布告した。同年閏十月二七日には政府は、京都星学局出張所を廃止し、十二月九日に土御門を大学の御用掛から罷免しており、天社神道禁止の布告は、この時期に出されている。これは、偶然とはいえず、編曆事業から土御門が排除された時に、土御門家が保有していた様々な権限が同時に奪われていたのである。大学の中に星学局が設置され、幕府天文方で活動していた内田五観らが採用され、編曆の担い手の目処がついたところで、土御門家の諸権限は奪取された。即ち、土御門家が主宰する朔旦冬至が廃止されたのも三年閏十月のことであり、^④天社神道禁止令によって門人の免許が廃止されたのも同じ時期であつた。^⑤このタイミングは、第一に編曆事業から土御門家を外しても、次年以降の曆作成に支障がないと政府が判断したからであろう。つぎに法令を検討してみよう。

(史料1)

「二從來天社神道門人ト唱へ土御門家免許ヲ受候者共両刀ヲ帶シ繪符ヲ建宿駅通行之由甚以無謂事ニ付自今右等之所業被差止候ニ付嚴重可申達、尚今後門人免許一切被禁候旨今般土御門和丸江御沙汰相成候条府藩県ニ而此旨相心得管内取締可致事

庚午閏十月

太政官⁽⁶⁾

この法令では、帯刀をし、繪符を立てた宿駅通行が問題視されており、門人免許廃止の理由になっている。近世には土御門家配下の取締出役が、帯刀をし、星象をかたどった御用提灯を手にして、「京都土御門正二位殿御用」という繪符を立てて荷物を送る光景が、珍しくはなかった。⁽⁷⁾とくに十九世紀以降、土御門の取締役出役が、陰陽師改めを行うために諸国に派遣されるときには、帯刀をして威厳を示していた。⁽⁸⁾政府は、元年以降帯刀を禁止しはじめ、広く帯刀の禁止を命じていた。旧幕時代の権威の象徴として帯刀が廃止対象になったのである。法令では、陰陽師が纏っていた、旧幕時代の権限がまさに問題視されたのであった。

明治五年修驗宗廃止令をめぐる一考察(林)

政府が三年閏十月に天社神道禁止の布告を出したのは、編曆事業から土御門家を排除した時期に合わせて行った政治的処置であった。この時に土御門家は、編曆権、弘曆権、門人支配の権限を奪われ、さらに朝廷での儀式からも排除されることになった。こうした処置が、弁官、神祇官、大藏省の合意によって周到になされたと思われるが、とくに大藏省の意向が反映していた。三年閏十月の天社神道禁止は、複雑な政治的過程のなかで出された法令であったと言ふべきであろう。政府が、この時期に「淫祠邪教」撲滅を施そうとして、天社神道を禁止したわけではないことは事実であった。むしろ政府に一貫とした政策があったとすれば、「淫祠邪教」撲滅ではなく、旧幕時代の身分制度とそれに伴う権威の解体こそがそれであった。

明治政府は、二年六月に公卿、諸侯の称を廃して華族と改め、かつ一門以下平士に至るまで総て士族と称すべしとし、身分一元化を推し進めた。僧尼身分の解体も、つぎつぎの出された法令によって実施された。五年四月二十五日肉食妻帯蓄髮勝手令⁽⁹⁾、同年八月十七日僧官廃止⁽¹⁰⁾、同年九月十四日僧尼の苗字の令⁽¹²⁾、六年一月十日徴兵令⁽¹³⁾、同月十九

日僧侶位階廢止令¹⁴などが出されたが、僧侶身分が解体されていく過程であった。天社神道禁止もまた、僧侶身分の解体過程に平行する事態であった。

三年三月十九日の神祇官による若松県の伺への回答では、土御門家配下の陰陽師が振りかざしている苗字帯刀の特権を廢止し、百姓同様に入籍させるべきだという見解が示されていた。天社神道廢止令にも、この神祇官の見解が貫かれていたと見るべきであろう。僧侶の場合には、旧幕時代の身分とそれに伴う権限が剥奪された上で、僧侶の存在は容認された¹⁵。陰陽師の場合には政府は、その身分の特権を剥奪するだけでなく、存在そのものを消滅させようとした。仏教諸宗派が社会的に占める影響力の大きさと比べれば、陰陽師の存在は軽く認識されていたためであろう。

戸籍編製にともなう宗教政策として、四年九月十日に京都府から六十六部の処分が出されて、十月八日に大蔵省が、「一種ノ遊民ニテスル開化ノ時勢ニ当リ一日モ可存置事ニ有之間敷候間、京都府見込ノ通り断然被廢止候儀至當ト存候」と上申している¹⁶。普化宗も、また「有害無用ノ一宗旨」として十月二十八日に廢止された¹⁷。六十六部、虚無

僧の活動が、「淫祠邪教」的であったからという理由ではなく、戸籍編製に伴う過程で無用な宗教であるからという理由で解散されたのであった。

三 教部省の設置

明治初期の政府の宗教政策をめぐっては、平田派国学者と維新官僚派との間で抗争があり、しだいに維新官僚派が主導権を握り、平田派は後退していったことは周知のことであろう¹⁸。神仏分離のような極端な政策は消え、二年頃からは平田派の行動や神祇官の神道国教化政策は沈静化していく。四年三月の平田派国事事件での文明開化を疎外する攘夷論者や平田派の肅正を前提にして、廢藩置県にともなう官制改革で、神祇官は神祇省に格下げされた。五年三月十四日からは神祇省が廢止されて¹⁹、教部省が設置され、同年四月二十五日教導職が設置された²⁰。四月二十八日には教則三条が教導職に決められた²¹。教導職設置、教則三条は、神道教義を主としながらも、仏教をはじめて旧来の宗教者も動員されて、政府の管理下で教導職による国民教化のために活動することが期待されたのであった。

教部省の設置に関しては、江藤新平、木戸孝允、西郷隆盛、福羽美静及び左院が推進したという。しかし設置後は、福羽と左院官僚の高崎、伊地知との間の対立が激しくなった。高木博志によると、(1)大教正の人数、(2)編輯課のヘゲモニー、(3)神道説教所の財政、(4)神道教導職の東西分立などをめぐっての意見が対立した。⁽²²⁾ ついに五年五月二十四日に福羽は罷免となり、高崎、伊地知も左院に召還された。両者の痛み分けの形になったという評価がされている。⁽²³⁾ 対立しながらも福羽、高崎、伊地知は神道を重視する点では共通していたが、彼らの後に教部大輔に就任した宍戸璣は、「神道に無関係な官僚」であった。⁽²⁴⁾ つぎに挙げる陰陽師活用の伺書は、宍戸の名前を出されており、神道にこだわらない宍戸の方針であったと考えてよいだろう。それは、陰陽師の旧来の身分を廃止した後に、教部省の免許状を受けさせ、教導職として活用しようという方針であった。左院で否決されたものの、政府の宗教政策は、教部省を中心に大きく変わりつつあった。天社神道廃止令の三年閏十月の時期とは、異なった政治状況があったことが窺える。

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察(林)

(史料2)

「一、陰陽師易者觀相墨色判断者等ヲ以テ当省ノ管轄トスベキ事、

右陰陽師等ハ愚夫愚婦ノ為ニ疑ヲ決シ惑ヲ解クノ職ナレバ、第一二天祖及ヒ占神ヲ奉祀シ敬神ノ道ヲ主トシテト筮ヲ行シメバ施教ノ一助ナルヘシ

一、軍談師並落語家ヲ以テ当省ノ管轄トスベキ事、

右軍談師並落語家ハ人ノ善惡邪正ノ治乱ヲ談テ愚俗ノ視聽ヲ動ス者ナレバ第一二天祖及ヒ天物知命ヲ奉祀シ敬神ノ道ヲ主トシテ談説ヲ致サシメバ是亦施教ノ一助ナルベシ

一、戸長ヲ以テ訓導ニ補事、

右戸長ハ一区ノ民事ヲ掌ル所ナレバ今ヨリ教導職ヲ兼敬神ノ道ヲ主トシテ民心維持ノ方法ヲ立シメバ施教ニ益アル細ナラズ

一、盲目者ヲ以テ教導職ニ補シ祓祈禱並教書ヲ講セシムヘキ事、

右盲目者ヲシテ神典ノ大要ヲ誦シ兼テ人家ノ祓祈禱等モ掌シムベシ

明治五年修驗宗廃止令をめぐる一考察（林）

右件々至急御裁決有之度此段申進候也、

但陰陽師等一旦悉ク廃止ノ上更ニ当省免許状規則等ヲ
相受候様、御布告有之候、

御布告案

陰陽師易者觀相者墨色判断者軍談師落語家等総テ被廢候
条向後右之職業致度者ハ教部省ヨリ免許印鑑可相受事

明治六年一月八日

教部少輔黒田清綱
教部大輔穴戸璣

正院御中」

「不被及

御沙汰候事 正院之印

明治六年一月廿日」

「別紙教部省伺出ノ条々孰レモ穩当ニ無之候ニ付御許容無
之方可然ト致協議候也

明治六年一月十四日

左院⁽²⁵⁾

この伺案は左院で否定され、それを受けて正院で否決され、
実現はしなかった。しかし教部省では、陰陽師などを教導

職に据え直そうとする案が出されたことはわかる。六年二
月には教部省から地方官に対して、神職、僧侶以外にも、
三条の教則に基づき布教する有志がいれば、教導職になる
ことができるという達が出されたが、同様な路線であった。⁽²⁶⁾
五年に教部省ができ、神職・僧侶合同で三条の教則を社会
に広めるために教導職が設置されたが、八年四月に大教院
が解散し、十年には教部省が廃止となった。政府の政策は
放任状態となり、仏教各宗派、神道宗派は地方に教会結社
をつくり、活発に布教活動に従事するようになった。

四 修驗宗廃止をめぐる宗教政策

五年に出された修驗宗の禁止、梓巫禁止の法令を検討し、
先の陰陽師復活案と比較して考察してみよう。五年九月十
五日に太政官は、修驗宗の廃止の通達を出した。

(史料3)

「修驗宗ノ儀自今被廢止本山当山羽黒派共從來ノ本寺所轄
ノ儘天台真言ノ両本宗へ歸入被 仰付候条各地方官ニ於
テ此旨相心得管内寺院へ可相達候事。

但、将来營生ノ目的等無之ヲ以、帰俗出願ノ向ハ始末
具状ノ上、教部省ニ可申出候事⁽²⁷⁾」

この法令は、なぜ出されたのか。これまでの一般的な見解では、神仏分離令の延長にあつて国学派によつて習合的な性格を排除されてきたため、修験道も廃止されたと説明されてきた。また「淫祠邪教」政策の一環として、この法令が出されたという見解も出された。しかしどちらの見解には疑問がある。五年には平田派は、すでに政府内から駆逐されており、その影響力はなくなつていた。修験道が廃止されたのは、その習合的性格が忌避されたためではなく、また「淫祠邪教」として排斥されたわけでもなかった。法令の文案にも、そうした趣旨は書かれてはいない。この法令が出た三日後に、つぎのような太政官布告が出されたことに注目しておきたい。

(史料4)

「法相宗華嚴宗律宗兼学宗融通念仏宗ノ五宗各派並ニ其他
諸宗ノ内総本山へ所轄被 仰付候条各府県ニ於テ此旨相

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察(林)

心得管内寺院へ相達シ願書取纏メ所轄ノ処分教部省へ可
伺出事⁽²⁸⁾」

南都の寺院や融通念仏宗が、総本山の所轄になるので、各府県でもその旨を寺院に通達するようになるといふものであつた。総本山とは、何か。教部省は、仏教界を天台宗、真言宗、浄土宗、臨濟宗、真宗、日蓮宗、時宗を七つの総本山にまとめあげ、それ以外の宗派もこの七宗のいずれかに属するようにと命じたのであつた。五年十月三日には七総本山に教導職管長が設置された。修験宗禁止も、法相宗など天台宗の管轄に属し、そのような手続きを経ることによつて僧侶として認知され、さらに教導職として認定されるといふものであつた。即ち、修験宗に属していた修験は、真言宗、天台宗に属することによつて教導職としての地位を獲得できるようにしたのであつた。「本寺所轄ノ儘」とあるので、修験宗という教派はなくなるが、修験が修験として活動することは、法制上禁止されているわけではなかつた。⁽²⁹⁾修験宗廃止は、法相宗などの廃止と同じく七総本山に統合

明治五年修驗宗廢止令をめぐる一考察（林）

されるためのものであった。

三年六月二十九日にすでに修驗道は仏教であるという太政官の見解が出されている。五年の修驗道廢止は、この布告を前提に出されたものであった。

つぎに梓巫などの禁止の法令を検討してみよう。六年一月九日に教部少輔黒田清綱、教部大輔穴戸璣が正院宛てに以下のような梓巫の処遇についての伺書を提出した。

（史料5）

「從來梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯相唱玉占口寄セ等ノ名目ヲ以妄ニ吉凶ヲ指示シ靈鬼ヲ招キ寄セ候ト称シ口問ヒ為致候杯荒誕不經之甚キ愚民ヲ蠱惑シ智識ヲ抑遏シ到底開化之進歩却退セシメ大ニ教義上ニ關係イタシ候事故今般一切ニ禁止相成候様イタシ度依テ各府県布達案取調相伺候間至急御評決有之度候也

明治六年一月九日

教部少輔黒田清綱

教部大輔穴戸璣

正院御中⁽³⁰⁾

正院から一月十四日に「伺之通」という回答があり、教部省布達第二号として翌十五日に府県に通達された。その布達は、以下の通りである。

（史料6）

「從來梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄セ等之所業ヲ以テ人民ヲ眩惑セシメ候儀自今一切被禁止候条於各地方官此旨相心得管内取締方嚴重可相立候事⁽³¹⁾

伺書では、梓巫などが開化の進歩に対立する「荒誕不經」で「愚民ヲ蠱惑シ智識ヲ抑遏」している存在であることを指摘していたが、布達では禁止理由のところ削られて梓巫などの禁止のみが端的に指示されている。教部省が梓巫などを禁止したのは、「開化之進歩」に対立する旧弊と認識したからであった。僧侶、修驗は教導職に組み込まれたが、梓巫などの宗教者は教導職の枠の中に入れられることはなかった。教部省時代に梓巫などの宗教者が禁止されたのは、教導職という制度ができて、それが宗教者存続の可否を判断する基準になったためと思われる。

五年、六年の教部省の宗教政策は、それ以前の政策とは異質な面をもっていた。教導職の確立を前提に、政府は、僧侶を国民教化の先導役として使おうとしている。修験の場合、真言宗、天台宗に組み込まれることで教導職への道がひらかれた。梓巫などは、教導職候補にならなかつたので、この時点で禁止の対象になった。いずれの法令も、地方官に通達され、地方官の判断によって実施され、地方ごとで対応に違いもあつたはずである。梓巫が口寄せを行うことは激減したとはいえ、消滅したわけではなく、社会の周辺部に生き残つた。

教導職設置によつて、修験は僧侶扱いとなつて、教導職になりおおせたが、梓巫などは廃止の対象になり、明暗をわけた。陰陽師はボーダーライン上にあつたと言つてよいだろう。すでに論じたように、六年一月に陰陽師復活の教部省案が出されたが、左院で否決されたからである。いずれの場合も、近世以来の宗教者存続の可否が、教導職となるかどうかという点にかかつていたことじたいが、五年以降の政府の宗教政策上の変化をあらわしていた。

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察（林）

六 まとめ

政府は、近世の家職支配の諸宗教者に対して、それぞれの性格によつて様々な対応を取ってきたが、三つの時期にわけることができる。第一には、吉田家、白川家の神職支配は元年に廃止されて、神職は三種大祓、中臣祓を行うことを禁止された。神職は神祇官支配に入り、それ以降は神職制度は整備されていった。第二には、五年の壬申戸籍前に諸宗教者の旧来の身分的特権が、問題視され、廃止された。なかでも僧侶身分については、多くの法令が出されたが、旧来の僧侶身分がなくなり、僧侶は身分概念ではなくなり、職業概念へと変化した。僧侶身分の消滅に伴い、僧侶の周辺にあつた虚無僧、盲僧も取りあげられ、廃止に追いこまれた。天社神道の廃止も、身分的特権の消滅という点でも同様な意図の下での政策であつた。第三に、五年に教導職が設置されて、諸宗教者の中で教導職に入るものに入らないものと二分された。僧侶、修験は前者の例であり、梓巫は後者の例であつた。修験宗廃止令は、「迷信」「淫祠邪教」を排除するために行われたわけでも、神仏習合的

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察(林)

な性格が問題視された結果でもなかった。教導職を設置した政府は、仏教宗派を七宗に統合せんとし、修験宗を廃止し、修験の所屬を真言宗、天台宗に切り換えたのであった。それは、ちょうど南都寺院の僧侶が仏教宗派七宗の所屬に切り換られたとの同様な処置であったと見るべきであろう。

注

- (1) 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史近代篇』東宣出版、一九七一年。
- (2) 宮家準編『修験道辞典』(東京堂出版、一九八五年)の「修験道廃止令」の項目。
- (3) 中島三千男「大教宣布運動と祭神論争」(『日本史研究』一二六号、一九七二年)、同「明治憲法体制の確立と国家イデオロギー政策」(『日本史研究』一七六号、一九七七年)、宮地正人「近代天皇制イデオロギー形成過程の特質」(『歴史評論』三二五号、一九七六年)、高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的考察」(『ヒストリア』一〇四号、一九八四年。後に『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、一九九八年に収録)、阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」(『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年。後に『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年に収録)、羽賀祥二「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四年。
- (4) 『明治天皇紀』二卷、三年閏十月条に「是の月 朔旦冬至 慶賀の儀式を廃す、朔旦冬至を嘉節として賀儀を行ふは、奈良朝以来陰陽家の提擲せるものにして唐土の風習を摸せるに外ならず、固より我が古礼にあらざるを以てなり」とある。
- (5) 天社神道廃止令については、筆者のつぎの論文を参照していただきたい。本稿とも一部重複する。林淳「明治三年天社神道廃止令をめぐる」(『近代仏教』九号、二〇〇二年)。
- (6) 『公文録』三九五。
- (7) 西田長男『日本神道史研究第七卷』講談社、一九七八年、三七三〜三七四頁。
- (8) 土御門家取締出役については、林淳「幕末における土御門家の陰陽師支配」(『人間文化』九号、一九九四年)。
- (9) 『太政類典』六。
- (10) 『太政類典』四九三。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 『太政類典』四三九。
- (14) 『太政類典』四九三。
- (15) 近代における僧侶身分の解体については、森岡清美の一連の研究がある。森岡「身分から職分へ」(『宗教文化の諸相』山喜房佛書林、一九八四年)、同「二元的身分制の成立」(『成城大学日本常民文化紀要』十二号、一九八六年)、同「僧侶妻帯と寺院の世襲」(『近現代における「家」の変質と宗教』新

地書房、一九八六年)、同「明治初期における僧尼身分の解体について」(『日本近代仏教史研究』二号、一九九五年)。

(16) 『宗教制度調査資料』第二卷、八二頁。注(4)の阪本論文では、大蔵省の戸籍編製にともなう宗教政策として、六十六部、虚無僧の廃止が説明されている。

(17) 『宗教制度調査資料』第二卷、八二頁。

(18) 注(3)の高木論文。

(19) 神祇官から神祇省への「格下げ」に対しては、阪本是丸が異論を提示している。阪本によれば、神祇省は、全国の神社を整備・再編して宮中祭祀を確立し、それを底辺の郷村社まで浸透させるために作られ、国教化政策が進められたという。注(3)の阪本論文を参照。

(20) 太政官布告第一四〇号(『宗教制度調査資料』第二卷、八八〜八九頁)。

(21) 教部省布達(五年四月二八日、『宗教制度調査資料』第二卷、一一二〜一一三頁)。

(22) 注(3)の高木論文。

(23) 注(3)の阪本論文。

(24) 注(3)の高木論文。

(25) 『公文録』七九〇。

(26) 教部省達書第十号(『宗教制度調査資料』第二卷、一三〇頁) 四章。

(27) 太政官布告第二七三号(『宗教制度調査資料』第二卷、九

〇頁)。

(28) 同右。

(29) 木野主計「修験道令の研究」(『大倉山論集』三二輯、一九九二年)、宮家準「修験道組織の研究」春秋社、一九九九年。

(30) 『太政類典』二五〇。

(31) 同右。

明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察(林)